

2007年9月11日

埼玉県教育委員会
保健体育課担当者 様

埼玉県教職員組合
中央執行委員長 浅井 勉
事務職員部長 鴨下時夫

「学校給食費の徴収方法等に関する調査について」の質問書

7月6日付で表記の文書が保健体育課長名で発出されました。(教保体第560号)

この調査は「学校給食費の効果的な徴収方法について」調査し、各市町村教委に「学校給食費の未納問題への適切」な「情報提供」を行うことが目的とされています。

学校事務職員は学校給食費に直接的、あるいは間接的に関わっていますが、その設問には意図的なものも感じられます。そこで、この調査に関し、下記の点について質問致しますので、検討の上回答ください。

記

1. 徴収方法について

学校給食費の徴収方法は、大きく分ければ、現金集金か、銀行口座の利用か、の2つです。現金集金の場合、PTAが地域で集金している場合と児童・生徒が学校に直接持参する方法があると思います。この大きな徴収方法を調査しないで、個別的な問題である手渡す相手として「学級担任」か「学校事務職員」かに選択肢を分けた理由がわかりません。複数回答の箇所ではありますが、このような設問をされた意図を明らかにしてください。

2. 未納問題への対応について

未納問題はどの学校も頭の痛い問題です。しかし、「就学奨励費」の説明もなく、「就学援助費」については「学校長への直接交付」としか選択肢に現われず、問1と同様、個別的な設問が散見され、設問の意図がわかりません。ここでは、督促をどうしているのか、義務制の学校では就学援助などの公的支援をどう保護者に説明し「活用を推進」しているかが問われるべきと考えます。また、「法的措置の実施」については別の次元で論じられるべきと考えますがこのような設問をされた意図を明らかにしてください。